

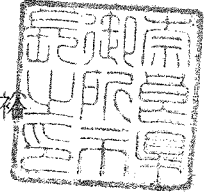


御所市条例第21号

御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月16日

御所市長 東川



御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成16年御所市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「2年」を「、2年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中で許可証の交付を受けた者の許可証の有効期限は、許可を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

別表第1中

100円
150円

を

150円
180円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定及び同項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の事業系一般廃棄物の処分に関する規定は、この条例の施行の日以後に処分する事業系一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処分した事業系一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。